

技術伝承の重要性を踏まえた4月配置を強く要請

20 林職協人員・職場要求・農政環境部交渉を12月18日、県庁西館会議室において実施した。各事務所から積み上げた15人の人員要求を中心に、手当・公用車等の環境改善要求について、協議した。人員については、「平成30年4月1日時点の職員数を基本」との行財政運営方針を理由に、前進回答が得られなかったため、現場から「毎年、適正配

置と回答されるが、実際、現場は人員不足で困っている」、「このままでは士気が下がる」、「特に鳥獣対策関係では困っている」等の実態を訴え、技術伝承の重要性を踏まえ計画的な採用と年齢構成のバランスにも配慮した4月の人員配置を強く要請し交渉を終えた。

1. 主なやりとり

組）林学職の技術職員の今年度末の定年退職者数及び、来年度の採用予定者数は何人か。

当）今年度末の定年退職者数は5名で、今年度の採用試験の合格者数は、現時点で9名。今年度も、現在、経験者採用試験を実施しており、経験者採用試験の採用予定者数は2名。

組）現時点で再任用を希望する者はいるか。また、今年度末で再任用満了者はいるか。

当）再任用希望は、現在、とりまとめ中であり、具体的な人数までは申し上げられない。林学職の再任用職員は、現在、23名勤務しているが、そのうち今年度末に65歳となり期間満了となる方は3名。

組）退職と採用の差が生じる場合は、その差はどうやって埋めるのか。

当）新年度の業務の執行体制を検討していく中で、再任用職員や県職員OBのほか、会計年度任用職員などを活用するなど、業務に支障が生じることがないよう、適正な人員配置に努めてまいりたい。

組）「技術の伝承などの観点から、計画的な新規採用職員の確保に努めていく」との回答があったが、再度、認識を確認したい。

当）農政環境部としても、職員間の技術の伝承や専門性の確保は非常に重要なことと認識しているため、計画的な新規採用職員の確保に向けて最大限努力していきたいと考えている。

組）計画的な新規採用職員の確保については、前向きな姿勢と受け止めるが、増員要求に対して

は、「困難」と回答され、大きな隔たりを感じる。業務縮減についての部の認識は？

当）職員の定数を取り巻く状況が依然として厳しい中、部としてもそれぞれの業務を効率的・効果的に行うことができるよう、業務の縮減に努めることは、非常に重要なことと認識している。これまでから、出来るだけ事務改善に向けた取り組みを行い、例えば、「設計・積算・現場管理業務や保安林指定業務などの外注化」を進めてきたほか、これまで農林事務所で開催してきた林業普及指導員の資質向上のための研修を本庁で集約して開催するなどの努力をしてきた。

また、治山・林道事業において、請負業者との紙書類のやり取りも、今年度から電子施工管理システムを導入し、電子データで情報共有できるよう工夫するなど、職員の事務負担軽減に努めている。

今後とも、現場の状況や事務所の意見等も十分に確認しながら、皆さん方の業務の軽減に繋がるよう、部としても引き続き取り組んでまいりたい。

2. 現場からの発言

会長）人員については、毎年、増員要求を出している。各所属ごとに幹部と話し合い上部に伝えらとされてきたものが、申入書に上がっている。このことをどのように思っているのかを聞きたい。

年一回、林務課、治山課における事務の副課長に出先事務所に来てもらい、その中でも実態を聞いてもらっている。それが

確認と要請

1. 人員については、技術伝承の重要性を踏まえ計画的な採用と年齢構成のバランスにも配慮した4月の人員配置をお願いする。また、現状維持を求める要求、農業分野の専門性を有する職員の配置など、現場から出ている声を受け止めて頂きたい。
2. 業務縮減について、現場から出された提言や意見等については本部を通じて部に伝えるので、その際は前向きに検討してもらいたい。
3. 公用車については、管内が広い事務所等、様々な地域があるが、安全を最優先し、バックモニターやドライブレコーダー等の装備の充実を図ってもらいたい。

→それぞれ努めていきたい。

は、一部に伝わっているのか疑問である。毎年、適正配置と回答されるが、実際、現場は人員不足で困っている。

技術伝承の重要性については、課長から力強い回答だった。鳥インフルエンザの発生に伴い、同じ職員が淡路に2、4回動員されている。その分、通常業務が滞った。人員が少ないこともあるが、現場の声を受け止めて4月の人員配置を行ってもらいたい。

副会長）増員については、大分昔から要求しているが、いつも回答は適正配置。中々増員にならない状況で、欠員もあった。言葉では努力と言ってももらえるが、成果が見えない。本気で増員を考えてもらっているのか。このままでは士気が下がる。

同じ人が鳥インフルエンザの動員に何回も行かなければならないのも、もう少し人がいれば何とかなるのではないか。ギリギリの体制を適正配置と認識されているとは思えない。

事務局長）各事務所から要求があがっている。特に鳥獣対策関係

については、苦勞している。ツキノワグマ捕獲時の対応業務については、外部委託の検討をお願いしたい。チェックシート、マニュアル等の対応もしてもらっているが、少人数で対応しており、中には新人が対応していることもある。土日出勤もある。

加東農林からは、年によって狩猟免許更新の人数が増え、サードビス向上に苦慮していると聞いている。検眼器や刻印器の更新については、所属で対応するよう部から指導してもらいたい。

当）現場の実態や声は所属を通じて聞き取り、最大限把握している。定数については、県庁全体として、県の財政状況も鑑みながら、採用計画を策定している。農政環境部としては、一人でも多く採用できるような人事当局に要求している。

まだまだ不十分と言われるかもしれないが、それでも採用できているのは、現場のみなさんの声があるからである。

公用車については、限られた予算ではあるが、優先順位をつけた上で更新していきたい。

人 員 要 求	
要 求	回 答
1. 人員配置について 行革による人員削減により業務量に見合った人員配置となっていない。人員配置は、業務量に見合った配置とすること。また、適正な人員配置ができない場合は、業務縮減策を示すこと。	皆さん方に様々な行政課題に対する取り組みや災害復旧対応などにご苦労いただいていることは十分に認識している。 令和3年度の人員体制については、行財政運営方針において「平成30年4月1日時点の職員数を基本とする」としており、引き続き簡素で効率的な行政組織を維持しつつ、時々々の行政課題に的確に対応できる業務執行体制を確保していくことが必要となる。 来年度の体制を検討するに当たっては、この方針のもと、各職場の実態を踏まえた上で、業務に支障が生じないよう適切な配置に努めていきたいと考えている。 また、合わせて業務縮減に向けた不断の努力をしていかなければならないことも認識しているところである。
2. 次のとおり増員すること。 (1) 鳥獣対策課 1名 (2) 加東農林 森林課 2名 (3) 加東農林 森林課(再任用) 1名 (4) 姫路農林 森林課 1名 (5) 光都農林 森林第2課 2名 (6) 光都農林 林道建設課 1名 (7) 朝来農林 森林第2課 1名 (8) 朝来農林 林道建設課 1名 (9) 丹波農林 森林課(繻林廻) 2名 (10) 丹波農林 森林課(治山担当) 2名 (11) 県立森林大学校 教務課 1名	
3. その他 (1) 正規職員数及び会計年度任用職員数の現状を維持すること。【神戸】【朝来】【森林大学校】 (2) 鳥獣行政事務に従事する嘱託員を1名増員すること。【加東】	神戸農林、朝来農林及び森林大学校からの「正規職員数及び会計年度任用職員数の現状を維持すること。」及び(2) 加東農林からの「鳥獣行政事務に従事する嘱託員を1名増員すること。」との要求であるが、令和3年度の人員体制については、行財政運営方針において「平成30年4月1日時点の職員数を基本とする」としており、引き続き簡素で効率的な行政組織に的確に対応できる業務執行体制を確保していくことが必要となる。来年度の体制を検討するにあたっては、この方針のもと、各職場の実態も十分踏まえた上で、業務に支障が生じないよう適正な配置に努めていきたいと考えている。 また、会計年度任用職員が、事務の執行において重要な役割を担っていることは認識している。引き続き、正規職員の配置と合わせて適正な配置に努めていきたいと考えている。
(3) 野生鳥獣の農業被害対策は、農業分野の専門性を有する職員を新たに配置し対応すること。【丹波】	近年、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が深刻化している中、被害発生時の市町への捕獲活動や農作物被害状況の把握、被害防止のための農地の適正管理指導を一体的に進めていくことが必要であることは認識している。 このため、現在、すべての農林振興事務所に「獣害対策チーム」を設置し、森林施策に関する専門知識を有する職員だけでなく、農業振興施策の知識・経験を有する職員と一体となって、野生鳥獣への様々な対策を推進しているところである。 今後も引き続き、現場の業務が円滑に進むよう、個々の事務所だけでなく、本庁や森林動物研究センター等の関係機関とも連携を取りながら業務を推進していくよう関係所属を指導していくとともに、効果的な施策の推進に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えている。
(4) 保安林・林地開発許可に関する許認可業務及び野生動物保護管理業務のスキル継承が図れる人員配置を取ること。【加東】	皆さん方が、各現場において林地開発等への業者対応、野生動物保護にからむ緊急業務や許認可業務への対応に際し、精神的な負担も抱えながら日々ご苦労いただいていることは承知しているところである。 計画的な新規採用職員の確保に引き続き努めていくとともに、特定の職員に過度な負担が生じることがないように、若手職員を対象とした森林林業全般の知識や技術を習得することができる研修会の開催や、人的な交流を引き続き行っていくながら、職員間のスキル継承に努めていきたいと考えている。
(5) 業務経験等のバランスを考慮した人員配置を図ること。【光都】	林業行政の円滑な推進にあたっては、ベテラン職員の方々が大きな役割を果たしていること、並びに、中長期的に円滑かつ適正に推進していくためには、これまで皆さん方が現場で培ってこられた専門的な知識や経験、技術を次の世代へ確実に伝承していくことが非常に重要であることは、我々としても十分認識しており、これまでから、業務に必要な能力や経験を持つ人員の配置に努めてきたところである。 今後とも、各職場の実態を踏まえた上で、現場の業務の推進に支障が生じることのないよう、引き続き、適切な人員の配置に努力していきたいと考えている。

環 境 改 善	
要 求	回 答
1. 超勤について (1) 増員等、実効性のある取組により、超過勤務縮減に努めるとともに、超過勤務が生じた場合には手当を完全に支給すること。また、そのための予算を確保すること。	超過勤務の縮減については、業務執行の効率化を図るなど、以前より増して積極的に取り組んで頂いており、感謝申し上げます。 超過勤務は、災害対応等の突発的業務はもちろん、業務の繁閑等によって一定やむを得ない面もあるが、適切な健康管理や、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、超過勤務の縮減を積極的に推進し、職員の総労働時間の短縮を図る必要があると考えている。 こうした認識のもと、「超過勤務に関する規則」に基づき、業務量の縮減や仕事の効率化に取り組むとともに、特に管理職に対して、超勤縮減に向けた意識改革の徹底を図っている。あわせて、規則や協定に定める上限時間等を超えるおそれがある場合には、職員の健康状態を確認した上で、職場の現状分析を行うとともに、超過勤務の縮減に向けた対策を講じている。 また、毎週水・金曜日を定時退庁日に設定するなど、様々な取組を行っており、引き続き、こうした取組を進めながら、超過勤務の縮減に取り組んでいきたい。 なお、手当の支給については、これまでからも服務システムや超過勤務命令補助簿を活用して、事前命令・事後確認を適正に行い、確認した超過勤務については全額手当を支給するのは当然のことであると認識しており、その予算の確保についても関係部局とも調整を図ってまいりたい。
(2) 勤務時間外の公用車による移動時間を運転者以外も超過勤務手当の完全対象とし、条件等の周知徹底を行うこと。	公用車での移動時間については、公共交通機関利用との均衡や、判例や行政解釈、他府県の動向を踏まえて現在の取り扱いにしており、所属長から移動中の資料作成等、特に業務を命じられ、具体的な労務を提供している場合は、超過勤務手当の支給対象としている。 このことについては、部としても年度当初に毎年周知しているところであるが、業務と認める場合には超過勤務手当の支給をおこなうよう、引き続き周知していきたいと考えている。

2. 公用車について (1) 森林林業・治山・林道公用車の特殊性を認識し、更新基準に達しなくても安全性、走行性に問題がある車は早期に更新すること。	森林林業・治山・林道公用車については、未舗装・急勾配の道路や雪道を走行する必要があるなど、特殊性があることは十分認識している。 公用車の更新については、更新基準に達しているものから順次更新を行っている状況であるが、安全性などに問題のおそれがある場合には、更新基準に達する前であっても、更新に向けた協議を関係部局と行うなど、部として努力してまいりたい。
(2) 更新時には、必ず、担当課の要望を聴取して、安全で機能的な以下の機能を備えた車輛を選定すること。	公用車更新時の車種等の決定に際しては、事務所の意見をお聞きした上で、更新を行うこととしている。 今後とも、できる限り要望に沿えるよう努力してまいりたい。
ア) 小回りの利く四輪駆動車かつAT車	小回りの利く4WD車への公用車の更新については、従来から必要性を考慮したうえで、導入に向けて努力しているところであり、引き続き努力していきたい。 また、AT車については、更新にあたっての基本的な仕様はAT車であると認識しているが、いずれにしても、現場の意見を踏まえた上で更新を行っていきたい。
イ) 車体底が路面に当たらないよう、最低地上高の高い車種	更新時に実情を把握し、必要性の高いものについては、関係部局と協議し、対応を検討してまいりたい。
ウ) ドライブレコーダー	県の財政状況が厳しい中、ドライブレコーダーの購入にあたっては、その必要性和費用対効果についての検討を十分に行う必要があると考えている。 現場の実態を聞かせていただき、業務の特殊性や地域性を考慮しながら適切に対応してまいりたい。
3. 生活環境について (1) 異動3原則を遵守すること。	人事異動については、職員を適材適所に配置することを基本としており、異動3原則の遵守については、これまで十分に配慮しながら行ってきたところである。来年度に向けての異動についても、基本姿勢としてできるだけの対応をしてまいりたい。 しかしながら、人事異動という事柄の性格上、必ずしも原則どおりにいかない場合もあり得ることについてはご理解をいただきたい。 ただ、職員の健康管理の面からも、遠距離・長時間通勤とならないようできる限り配慮してまいりたい。
(2) 通勤手当の高速利用について、条件緩和を図ること。	遠距離通勤者について、通勤手当の上限額以上の経費がかかり、一部自己負担が生じていることは認識している。 このような状況の中、27年度には、高速道路の使用にかかる通勤手当の取扱いについて一定の支給要件の緩和がなされ、平成31年1月からは高速道路料金の支給額上限が2万円から3万円に引き上げられるなど、これまでから必要に応じて制度の見直しがなされているところである。 いずれにしても、地方公務員の給与は地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、人事委員会の勧告・報告を踏まえて対応することが基本になると考えているが、通勤にかかる手当に係る要求があることについては、関係部局に伝えてまいりたいと考えている。
4. 業務改善について (1) 超勤削減に向けた業務改善及び業務縮減に取り組むこと。	超勤縮減に向けた業務量の縮減については、簡素で効率的な事務執行方法の確立を目指し、仕事の仕組み、進め方の抜本的な見直しを推進しており、これまで予算作業プロセス等の見直しや監査資料作成の効率化などの取組が進められてきたところである。 また、全庁的な業務の抜本的な見直しを推進するため、総務事務システムを導入し、旅費、服務、給与関連等の事務がシステム化され、業務縮減に向けた取組が進められてきた。 さらに、電子申請やモバイルワーク、テレビ会議のほか、AIなど、利便性向上や働き方改革、業務効率化にICTの導入を進めている。 農政環境部としても、「超過勤務に関する規則」を踏まえ、上限時間の範囲内で対応が可能な業務量や執行体制となるよう業務の縮減や仕事の進め方の見直し等に取り組んでいる。
(2) 公用車による管内の旅行命令を廃止すること。	旅行諸費の定額支給廃止に伴い、旅費の生じない旅行命令が増加することを踏まえ、旅費が生じない場合は、旅費精算を省略することで、事務手続きの簡素化が図られたところであるのでご理解いただきたい。
(3) ツキノワグマ捕獲時対応の業務について外部委託等も検討し軽減すること。	県北部地域を中心に、ツキノワグマの捕獲対応件数が多く、平日はもとより、夜間や休日に緊急連絡があった場合でも、ご対応いただいていることについては、お礼申し上げます。また、立ち会い現場では県の判断を求められ職員の精神的負担が大きいことについても、十分認識しているところである。 ツキノワグマ出没時の対応については、人身事故の危険等を伴う対応で、住民の安全確保が最優先されることから、市町と農林事務所、森林動物研究センター等が連携・協力して対応することが必要であると考えている。 業務の一部外部委託については、対応手法のひとつとして検討を重ねているところであるが、行政が指導的立場から住民の安全を確保する必要があり、県と委託業者、県と市町との役割分担などから、見直しが難しいことについてはまずご理解いただきたい。 現場のみなさんからいただいている様々なご意見をもとに、昨年5月21日に鳥獣対策課長通知を発出し、有害捕獲時にチェックシートを用いることで農林振興事務所の立会いを不要とする取扱いを定めたところである。 また、昨年12月3日、ツキノワグマ出没対応マニュアルについて、農林振興事務所や森林動物研究センターなど関係者を交えた打合せを実施し、率直な意見交換を行ったところであり、今後必要があれば打合せを行いたいと考えている。 今後とも、ツキノワグマ対応の状況をしっかりと見極めながら、現場の業務に支障を来さないよう、努めて参りたい。
(4) 鳥獣の狩猟免許講習等で使用する検眼器を更新すること。 (5) 狩猟者登録で使用する刻印器について更新すること	備品等の整備については、皆さん方の業務に支障が生じないように、これまでから必要性、緊急性の高いものから順次更新、整備できるよう予算の確保に努力してきたところである。 今後とも、工夫をしながら予算確保に努めたいと考えてはいるが、先ほどから申し上げており、県の財政状況が非常に厳しいということにもご理解いただきたい。 いずれにしても、各所属の状況を踏まえて、予算の範囲内で優先順位をつけて、必要に応じた対応を行うよう、各職場に周知徹底を図ってまいりたいと考えている。
(6) 所管事務所の変更(林道建設課)を検討すること。	移動時間など大変苦勞をかけていることは承知している。 組織のあり方については、管理運営事項にあたるため、この場での回答は差し控えたい。

